

デイサービスセンターさんあい運営規程 (予防通所介護相当サービス)

2025 年 12 月 1 日改正

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人愛知三愛福祉会が開設するデイサービスセンターさんあい（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な介護保険法に基づく第 1 号通所事業（以下「予防通所介護相当サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の生活相談員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターさんあい
- (2) 所在地 日進市米野木町南山 9 8 7 - 1 0 4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従事者
 - 生活相談員 1 名以上
 - 看護職員及び介護職員
 - 看護職員 1 名以上
 - 機能訓練指導員 1 名以上
 - 介護職員 3 名以上従業者は、予防通所介護相当サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時から午後4時10分までとする。

(予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位 25名(通常規模) 月曜日～土曜日

(予防通所介護相当サービスの内容及び利用料等)

第7条 予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 食事の提供
 - (2) 入浴(一般浴、特別浴)
 - (3) 日常生活動作の機能訓練
 - (4) 健康チェック
 - (5) 送迎
 - (6) 個別機能訓練(介護)
 - (7) 生活機能向上グループ活動(予防)
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護に要した送迎の費用は、1kmにつき200円を徴収する。
 - 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、時間単位1000円を徴収する。
 - 4 食費は、933円を徴収する。(内おやつは238円)
 - 5 おむつ代は、実費を徴収する。
 - 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 7 前各項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、日進市、みよし市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンラインによる開催も可とする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施すること。
- 4 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛知三愛福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

この規程は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。

この規程は、2020年（令和2年）6月1日から施行する。

ただし、第5条の規定は、同年10月1日から施行する。

この規程は、2021年（令和3年）6月1日から施行する。

この規程は、2021年（令和3年）8月1日から施行する。

この規程は、2022年（令和4年）7月22日から施行する。

この規程は、2023年（令和5年）8月1日から施行する。

この規程は、2024年（令和6年）8月1日から施行する。

この規程は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

この規程は、2025年（令和7年）12月1日から施行する。